

子ども達の未来へ、
今、優しい環境づくり。

工場・事業場のみなさまへ

事業場排水と下水道

熊本市上下水道局

工場・事業場のみなさまへ

下水道は、家庭や工場・事業場から排出される下水を下水処理場に集めて処理することで、私たちの生活環境を改善し、河川や海などの公共用水域の水質を保全するという重要な役割を担っており、現在、将来にわたって欠かすことのできない大切な公共施設です。

しかし、工場・事業場からの排水の中には、公共下水道の施設にとって悪影響を及ぼす物質が含まれている場合があります、さまざまな対策が必要になります。

このパンフレットでは、下水道法や熊本市下水道条例等で定められた水質の規制や各種届出について説明しています。

熊本の豊かな自然環境を次の世代へ引き継ぐため、市民共通の財産である公共下水道の円滑な運営管理に、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。



①	なぜ、水質規制は必要なのですか	2
②	工場・事業場では、何をすればいいのですか	3
③	下水道への排除基準	4
④	届出から下水道使用開始までの流れ	5
⑤	どういう書類を届出するのですか	6
⑥	水質の測定義務および記録・保存	7
⑦	水質測定結果の報告	7
⑧	事故時の報告の義務	7
⑨	立入検査および改善命令	7
⑩	規制項目が下水道に与える影響	8~9
⑪	罰則	9
⑫	特定施設一覧表 (別表1:水質汚濁防止法施行令) (別表2:ダイオキシン類対策特別措置法施行令)	10~14

1 なぜ、水質規制は必要なのか

理由その① 下水道の施設を保全するため

下水道管や下水処理場など下水道施設の多くはコンクリートでできていますが、強い酸性やアルカリ性の排水が流れてくると、施設が腐食してしまいます。近年、下水道管の腐食が原因で、道路が陥没する事例も発生しています。

また、浮遊物や油脂類を多く含む排水を長期間にわたって流していると、下水道管が詰まって水が流れなくなり、汚水が逆流して上流で噴き出してしまいます。

そのほか、清掃等の維持管理のために作業員が下水道管内に入りますが、シアン化合物や硫黄化合物を含んだ排水が流されると、有毒ガスが発生して、管内の作業員は非常に危険な状態にさらされることとなります。



(腐食したマンホール内部)

理由その② 下水処理場の処理機能を保全するため

下水道管で下水処理場に集められた汚水は、微生物を利用して生物処理されます。

処理場では、沈みやすいものを取り除いた後、反応タンクで活性汚泥と空気を加え、活性汚泥中の微生物の働きにより、汚水中の有機物を分解・フロック化します。沈殿した活性汚泥は反応タンクへ戻しますが、増えすぎた活性汚泥は取り除かれ、汚泥処理施設で脱水した後、コンポスト等に再利用します。

このように、下水処理は微生物を利用した処理であるため、pHが急激に変化したり、有害物質が流入したりすると、微生物の働きが衰えて処理がうまく行かなくなってしまう。最悪の場合には、微生物が死滅し、下水処理機能が失われる事態を招くことにもなりかねません。



理由その③ 海や河川等の水環境を保全するため

下水道には、家庭や工場・事業場から発生する汚水を、下水処理場に集めて処理することにより、海や河川の水質を良好に保つという大きな役割があります。

下水道は、水質汚濁防止の決め手であり、豊かな自然環境を守る重要な担い手なのです。

しかし、下水処理には限界もあります。

微生物処理では、基本的に有機汚濁物質以外は処理の対象となりません。また、処理できる物質であっても、高濃度のものは処理が不十分になります。

下水処理の能力を超える物質を含む汚水が処理場に流入すると、十分に処理されないままの汚水が海や河川へ放流されることとなり、水環境を汚染する原因となるのです。



2 工場・事業場では、何をすればいいのですか

対策その①

排出する汚水中の汚濁物質を取り除く

発生源での除害措置

汚水の発生源で汚濁物質を取り除くために、次の点を検討してください。

1. 製造方法・工程等を工夫する。
2. 薬品原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量の減量化を図る。
3. 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

除害施設等の設置

汚水の発生源での除害措置によっても法に基づく排除基準に適合できない場合には、下水道へ流す前に有害物質を取り除くための「除害施設等」を設置しなければなりません。

産業廃棄物の処理

除害施設等の運転に伴い発生する汚泥や自社処分ができない重金属を含んだ廃液などは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物と定義されており、事業者はこれらを産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理する義務があります。この法律に違反すると、懲役や罰金等の罰則を受けることがあります。

対策その②

事業場排水の管理体制を確立する

除害施設等の管理体制の確立

除害施設等を設置していても、正しく運転しなくては十分な効果がありません。

除害施設等を有効に活用するために、次の点を実行してください。

1. 除害施設等の運転管理体制を確立する。
2. 運転日報を作成し、運転・管理に必要な事項を毎日記録する。
3. 処理水質が排除基準に適合しない場合には、原因を究明し、速やかに適切な処置を講じる。

排水管理に関する知識の共有

排水管理を行うには、職場教育等により従業員の意識の向上を図り、事業場が一体となって取り組むことが必要です。



微生物ちゃん
ポリティケラ



下水道へ流してはいけないものがありますか

試験研究機関・教育機関・医療機関から排除される**実験廃液**、**医療系排水**には、**有害物質や毒物、感染性のある物質等**が含まれているものがあります。これらは、**下水道へ流してはいけません**。

下水道法の規定に基づく下水排除基準とは別に、下記の法令で規制されています。関係法令をご確認いただき、適正な処理をお願いします。万一、下水道へ流れてしまった場合は、「8 事故時の報告の義務」に準じた対応を行い、上下水道局へ一報をお願いいたします。(7ページ参照)

(関係法令の例)

- 毒物劇物取締法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)など

3 下水道への排除基準

下水道法及び熊本市下水道条例に基づく下水排除基準

(令和5年(2023年)1月1日現在)

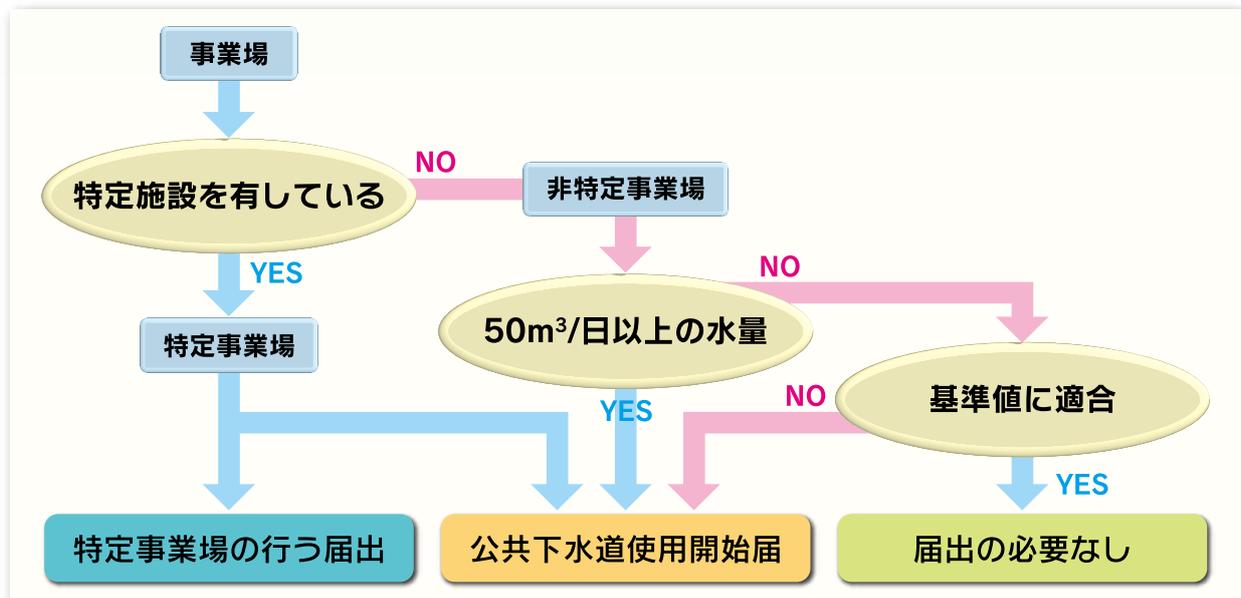
物質または項目	対象者	特定事業場		非特定事業場	
		平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 50m ³ /日未満	平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 50m ³ /日未満
生活環境項目等	温度	45	—	45	—
	水素イオン濃度(pH)	5~9	5~11	5~9	5~11
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600	—	600	—
	浮遊物質(SS)	600	—	600	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5	20	5	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂)	30	—	30	—
	よう素消費量	220	—	220	—
	窒素含有量(全窒素)	—	—	—	—
	燐含有量(全燐)	—	—	—	—
	フェノール類	5	—	5	—
	銅及びその化合物	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物 ※注1	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
クロム及びその化合物	2	2	2	2	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03
	シアン化合物	1	1	1	1
	有機燐化合物	1	1	1	1
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	0.5
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物 ※注2	10(230)	10(230)	10(230)	10(230)
	ぶつ素及びその化合物 ※注2	8(15)	8(15)	8(15)	8(15)
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	10	10	10	10
	アンモニウム性窒素等含有量	—	—	—	—

(備考)

- 単位について、水素イオン濃度は無単位、温度は℃、ダイオキシン類はpg-TEQ/L、その他はmg/Lです。
 - 基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合は、直ちに罰せられます。(直罰制度)
(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置する事業場に対してのみ適用されます。)
 - それ以外は基準値に適合した下水を排除できるように除害施設を設置するなどの必要な措置を講ずる義務があります。
- ※注1:電気めつき業は暫定基準があります。
- ※注2:河川、湖沼等を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値で、()は海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値です。
また、一部業種には、暫定基準があります。

4 届出から下水道使用開始までの流れ

熊本市では、届出の受付・審査は、水再生課で行っています。



※ただし、すべての事業場は、熊本市下水道条例で定める「排水設備計画確認申請」及び「使用開始等の届出」の手続きを給排水設備課(窓口受付:上下水道サービス公社)に対して行わなければなりません。



微生物ちゃん
トコフィリア



「特定施設」や「特定事業場」とは、 どういうものですか

『特定施設』とは、工場・事業場の製造工程等で、「人の健康及び生活環境に被害の生じるおそれのあるものを含んだ汚水」を排出する施設として法律で定められた施設をいい、この特定施設を有する工場・事業場を『特定事業場』といいます。

特定事業場とその他の工場・事業場では、届出書類や規制・罰則等に違いがありますので、工場・事業場が特定事業場に該当するかどうかを、『特定施設一覧表』(10~14ページ参照)を参考にしてお調べください。

5 どういう書類を届出するのですか

各事業場は、特定施設の有無・汚水の量・水質等に応じて、以下の届出が必要となります。

各種届出様式は、熊本市上下水道局ホームページ(「事業者さまへ」から「工場・事業場のみなさまへ」)をご覧ください。

(1) 公共下水道使用開始届(下水道法第11条の2)

非特定事業場および特定事業場は、汚水を公共下水道へ排除しようとする前に、汚水の量・水質・使用開始の時期を、また、除害施設を要する場合には、その概要を届出なければなりません。

届出を要する場合	届出の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・日最大汚水量が50m³以上 ・公共下水道へ排出する汚水の水質が下水排除基準に1項目でも適合しない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水の量 ・汚水の水質 ・使用開始の時期 ・除害施設を要する場合は、その概要
<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設に該当するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用開始の時期

(2) 特定事業場の行う届出

特定施設を設置している事業場、あるいは特定施設を設置しようとする事業場は、公共下水道を使用する場合、公共下水道使用開始届に加え、次の区分に従って届出が必要になります。

届出の種類	届出を要する場合	届出内容	届出の期限
特定施設設置届	公共下水道を使用している者が特定施設を新設する場合【法第12条の3第1項】	①氏名、名称、住所(法人の場合は代表者名) ②工場または事業場の名称及び所在地 ③特定施設の種類 ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項	特定施設の設置に関わる工事着手の 60日前まで
特定施設使用届	公共下水道を使用している者で既設の施設が特定施設に追加指定された場合【法第12条の3第2項】		特定施設となった日から 30日以内
	特定施設を設置している者が公共下水道の使用を開始する場合【法第12条の3第3項】		公共下水道の使用開始日から 30日以内
特定施設の構造等変更届	上記の届出のうち④～⑦について内容を変更する場合【法第12条の4】	①～⑦及び変更内容についてその前後が比較できる書類、図面等	構造等の変更に关わる工事着手の 60日前まで
氏名変更等届	上記の届出のうち①、②について内容を変更する場合【法第12条の7】	変更内容等	変更した日から 30日以内
特定施設使用廃止届	特定施設の使用を廃止した場合【法第12条の7】	使用廃止の年月日等	廃止した日から 30日以内
承継届	上記の届出をした者から、その地位を承継した場合【法第12条の8第3項】	承継の年月日等	承継した日から 30日以内

(備考)

特定施設の中で、旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設および入浴施設については、温泉水を使用する場合のみ届出が必要です。ただし、「公共下水道使用開始届出書」は、温泉水を使用しない場合でも必要となります。

6 水質の測定義務 および記録・保存(下水道法第12条の12)

公共下水道に排水する特定施設の設置者には、法律により水質の測定が義務づけられています。特定事業場は、下記により**下水の水質を測定**し、その結果を**記録・保存**しなくてはなりません。

水質測定的项目および頻度(下水道法施行規則第15条第1項第2号)

①水質の測定回数は、次のように定められています。(※)

測定項目	測定回数
温度または水素イオン濃度(pH)	排水の期間中1日1回以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	14日を超えない排水の期間毎に1回以上
ダイオキシン類	1年を超えない排水の期間毎に1回以上
その他の測定項目	7日を超えない排水の期間毎に1回以上

※ただし、公共下水道管理者は、下水処理場の能力・排水の量または水質等を勘案して、ダイオキシン類以外の測定項目の測定回数について、別の定めをすることができます。水質測定的项目や頻度、記録する様式などの詳細は、熊本市上下水道局ホームページ(「事業者さまへ」から「工場・事業場のみなさまへ」)をご覧ください。

- ②水質の測定方法は、法律で定められた検定方法(下水の水質の検定方法等に関する省令)で行ってください。自社内で測定が困難な場合には、水質分析機関にお問い合わせください。
- ③試料は、測定する下水の水質が1日のうちで最も悪いと思われる時間に、水深の中層部から採取してください。
- ④試料の採取は、すべての排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で行ってください。
- ⑤水質の測定等の結果は**下水道法施行規則の別記様式第13**により記録し、5年間保存してください。

7 水質測定結果の報告(下水道法第39条の2)

公共下水道管理者は、次のような工場・事業場に対しては、公共下水道を適正に管理するため、事業場の状況、除害施設又は下水の水質等について報告を求める場合があります。また、不定期に立入検査を実施していますが、その際に水質の測定記録の提示を求めることがあります。

(ア)特定事業場

(イ)「政令で規定する水質」に該当する水質の下水を排除する工場・事業場等

8 事故時の報告の義務(下水道法第12条の9第1項)

特定事業場において、政令で規定する**有害物質**又は**油**が、**公共下水道に流入する事故**が発生した場合は、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければなりません。様式等詳細については、熊本市上下水道局ホームページ(「事業者さまへ」から「工場・事業場のみなさまへ」)をご覧ください。

通報先:水再生課 TEL096-381-1157(平日8:30~17:15)・096-381-0012(時間外・休日等)
FAX096-381-5612 **まずは電話にて一報を!**

9 立入検査および改善命令 (下水道法第13条、第37条の2)

公共下水道管理者は、公共下水道の施設や機能を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限り、事業所に立ち入り、排水設備・特定施設・除害施設等・その他物件を検査できることになっています。

立入検査の結果、排除基準に違反または違反するおそれがあると認められるときは、水質および施設の改善、あるいは下水の排除停止を命ずることがあります。また、この命令に従わない場合、罰則の適用を受けることがあります。

10 規制項目が下水道に与える影響

微生物ちゃん
アスピテイスカ



規制項目

影響

カドミウム及びその化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀・その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

- 処理場での微生物処理を妨げる。
- 汚泥の処理、処分を困難にする。

シアン化合物

- 青酸ガス発生により、下水道管内の作業を危険にする。
- 処理場での微生物処理を妨げる。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン

- 下水道管内で揮発し、下水道管内での作業を危険にする。
- 処理場での微生物処理を妨げる。

チウラム、シマジン、チオベンカルブ

- 処理場での微生物処理を妨げる。

アンモニア性窒素等含有量、窒素含有量、燐含有量、生物化学的酸素要求量（BOD）

- 高濃度の場合、微生物処理を妨げる。

水素イオン濃度（pH）

- 他の排水と混合し、有毒ガス・悪臭を発生することがある。
- 下水道管を腐食して損壊する。
- 処理場での微生物処理を妨げる。

浮遊物質（SS）

- 下水道管を詰まらせる。

ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）

- 下水道管内や処理場で火災や爆発を発生させる。
- 処理場での微生物処理を妨げる。

ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）

- 下水道管を詰まらせる。
- 高濃度の場合、微生物処理を妨げる。

温度

- 管渠清掃の妨害。悪臭の発生源となる。
- 下水道管の腐食を早める。

よう素消費量

- 下水道管内を酸欠にし、硫化水素ガスを発生させ、作業を危険にする。
- 下水道管を腐食させる。

主な排水処理方法

方法名	処理できるもの
①中和法	酸・アルカリ排水
②自然沈殿法	浮遊物質(SS)
③凝集沈殿法	浮遊物質(SS)、水銀、クロム、ひ素、ふっ素、カドミウム、鉛、銅、亜鉛、鉄、マンガン、ほう素、りん
④浮上分離法	油類
⑤酸化法・還元法	還元型硫黄化合物(硫化水素等)、シアン、クロム、セレン
⑥生物処理法	高BOD排水、フェノール類、有機塩素化合物、りん、窒素
⑦イオン交換樹脂法	シアン、クロム、カドミウム、鉛、銅、亜鉛、マンガン、セレン
⑧キレート樹脂法	水銀、カドミウム、鉛、銅、亜鉛、マンガン、ほう素
⑨吸着法	フェノール類、水銀、農薬類、ベンゼン、有機塩素化合物
⑩水冷法・空冷法	高温排水
⑪オゾン+紫外線照射方法	ダイオキシン類

微生物ちゃん
アルセラ



11 罰則

違反内容		罰則内容	根拠法令(下水道法)
①	● 公共下水道施設の機能に障害を与えて、下水の排除を妨害した者。	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	第44条第1項
②	● みだりに公共下水道の施設を操作して、下水の排除を妨害した者。	2年以下の懲役または50万円以下の罰金	第44条第2項
③	● 計画変更命令、改善命令または監督処分等に係る命令に違反した者。	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	第45条
④	● 公共下水道への排除基準違反者。 ● 事故時の措置に対する命令違反者。	6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金	第46条第1項第1号 第46条第1項第2号
⑤	● 排除基準違反者(過失による)。	3ヶ月以下の禁固または20万円以下の罰金	第46条第2項
⑥	● 特定施設の設置または構造等変更の届出を提出せず、または虚偽の届出を提出をした者。	3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金	第47条の2
⑦	● 特定施設の使用開始の届出をせず、または虚偽の届出をした者。 ● 特定施設の実施制限に違反した者。 ● 下水の水質の記録をせず、または虚偽の記録をした者。 ● 公共下水道管理者による特定施設、除害施設の検査を拒み、妨げまたは忌避した者。 ● 事業場等の状況、除害施設またはその排除する下水の水質に関し必要な報告をせず、または虚偽の報告をした者。	20万円以下の罰金	第49条第1項第1号 第49条第1項第2号 第49条第1項第3号 第49条第1項第4号 第49条第1項第5号
⑧	● 氏名等変更、使用廃止または承継の届出をせず、または虚偽の届出をした者。	10万円以下の過料	第51条

※注意

- (1) 法人代表者または法人もしくは人の代理人その他の従業員が、その法人または人の業務に関して③～⑦の違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人または人も罰せられます。(両罰制度)
- (2) ④および⑥が、特定事業場の下水に関する直罰制度による罰則となります。

12 特定施設一覧表

別表1. 水質汚濁防止法施行令 別表第一(第一条関係)

No.	業種および特定施設	No.	業種および特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	11	であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設	13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	18-3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクゲット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
		21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設

(令和5年1月現在)

12 特定施設一覧表

No.	業種および特定施設
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化学物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設

No.	業種および特定施設
28	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

(令和5年1月現在)

No.	業種および特定施設
37	<p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設 <input type="checkbox"/> 塩析施設</p>
38-2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設 <input type="checkbox"/> 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業に用に供する蒸留施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設</p>
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 脱水施設</p>

No.	業種および特定施設
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフルール蒸留施設</p>
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設 <input type="checkbox"/> ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設</p>
47	<p>医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設 <input type="checkbox"/> ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設</p>
48	<p>火薬製造業の用に供する洗浄施設</p>
49	<p>農薬製造業の用に供する混合施設</p>
50	<p>第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設</p>
51	<p>石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱塩施設 <input type="checkbox"/> 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設</p>
51-2	<p>自動車用タイヤもしくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設</p>
51-3	<p>医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設</p>
52	<p>皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設</p>
53	<p>ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 研磨洗浄施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設</p>
54	<p>セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 抄造施設 <input type="checkbox"/> 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)</p>
55	<p>生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント</p>
56	<p>有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設</p>
57	<p>人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設</p>
58	<p>窯業原料(うわ業原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式破碎施設 <input type="checkbox"/> 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設</p>

(令和5年1月現在)

12 特定施設一覧表

No.	業種および特定施設
58	二 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64-2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)、又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66-2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66-3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66-4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)

No.	業種および特定施設
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66-6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70-2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71-2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71-3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和

(令和5年1月現在)

No.	業種および特定施設
71-4	46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

別表2. ダイオキシソ類対策特別措置法施行令
別表第二(第一条関係)

No.	業種および特定施設
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 硫酸濃縮施設 <input type="checkbox"/> ロ シクロヘキサソ分離施設 <input type="checkbox"/> ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 水洗施設 <input type="checkbox"/> ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> ロ 乾燥施設

No.	業種および特定施設
9	八 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサソ(別名ジオキサソバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサソバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 <input type="checkbox"/> ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ ジオキサソバイオレット洗浄施設 <input type="checkbox"/> ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 精製施設 <input type="checkbox"/> ロ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> ロ 精製施設 <input type="checkbox"/> ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの <input type="checkbox"/> イ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ プラズマ反応施設 <input type="checkbox"/> ロ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水もしくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

(令和5年1月現在)

公害防止資金融資制度

環境保全のための除害施設等の新設、増設又は改築等を行う場合には、次のような融資制度があります。
(※融資条件等がございますので、詳細については各機関にお問い合わせください。)

日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金 中小企業事業・熊本支店

☎096-352-9155

税制上の優遇措置

除害施設を設置された方には、地方税における固定資産税の課税標準の特例等の税制優遇措置があります。

地方税に関しましては、熊本市役所 財政局 固定資産税課(☎096-328-2195)までお問い合わせください。



届出、水質等に関することについては下記までお問い合わせください。



熊本市上下水道局

水再生課

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

TEL.096-381-1157 FAX.096-381-5612

ホームページアドレス <http://www.kumamoto-waterworks.jp/>



環境保護印刷の水なし印刷で
印刷しています。

(令和5年1月発行)